

## 令和5年度当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に、そして令和元年10月1日に一部を除き8%から10%に引き上げられました。この引き上げられた消費税に伴う増収分は地方消費税交付金（社会保障財源化分）として、年金、医療、介護、子育てといったすべての世代を対象とする社会保障のための経費の財源として活用しています。

令和5年度当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の活用状況は、次のとおりです。

### （歳入）

地方消費税交付金	372,369 千円
うち社会保障財源化分	221,520 千円

### （歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	2,843,288 千円
------------------------	--------------

（単位：千円）

区分	事業費	財源内訳					
		特定財源				一般財源	
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 （社会保障財源化分）	その他
<b>社会福祉</b>							
社会福祉総務費	101,077	22,241	15,165	200	6,002	8,445	49,024
老人福祉費	48,991	7,730	4,787	2,100	9,866	3,601	20,907
障がい者福祉費	480,668	230,520	113,303	0	519	20,032	116,294
特別医療助成費	97,360	0	46,024	0	5,221	6,776	39,339
児童福祉費	877,908	332,847	128,691	3,700	79,507	48,956	284,207
母子福祉費	86,338	30,098	2,574	0	26	7,882	45,758
生活保護費	158,126	117,488	376	0	355	5,864	34,043
小計	1,850,468	740,924	310,920	6,000	101,496	101,556	589,572
<b>社会保険</b>							
国民健康保険事業費	144,335	16,390	50,450	0	534	11,309	65,652
介護保険事業費	356,876	9,892	4,946	0	1,251	50,076	290,711
後期高齢者医療費	61,517	0	42,930	0	60	2,722	15,805
小計	562,728	26,282	98,326	0	1,845	64,107	372,168
<b>保健衛生</b>							
医療施策事業費	4,728	0	0	0	0	695	4,033
保健衛生総務費	1,769	0	0	0	220	227	1,322
母子保健費	36,737	7,323	2,088	0	13,206	2,075	12,045
予防費	76,985	11,731	483	0	0	9,518	55,253
保健対策費	309,873	9,677	1,780	0	3,459	43,342	251,615
小計	430,092	28,731	4,351	0	16,885	55,857	324,268
合計	2,843,288	795,937	413,597	6,000	120,226	221,520	1,286,008

※上記の事業費から事務費および人件費を除いています。